

井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農産物のブランド化及び6次産業化を推進するため、井原市において農産物の栽培及び加工を行い、農産物の6次産業化を図ろうとする生産者に対し、予算の範囲内において井原市農産物6次化チャレンジ補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程(昭34年井原市規程第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所及び農地を有する農家(農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第3項に規定する農家をいう。)3戸以上で組織する農家グループ
- (2) 農業協同組合(生産部会又は生産組織を含む。)
- (3) 市内に主たる事務所及び農地を有する農地所有適格法人
- (4) その他農産物の6次産業化に関して市長が適当と認める団体又は法人

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業及び経費は、次に掲げる事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

- (1) 地元農産物の栽培から加工に至るまでの一体的な事業に要する経費
- (2) 地元農産物を使用した加工品の製造に要する経費
- (3) 地元農産物を使用した加工品の販売や販路の拡大に要する経費
- (4) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 施設等の整備(不動産の取得を含む。)を主な目的とするハード事業
- (2) 効果が特定の個人のみにも帰属することを目的とする事業
- (3) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認める事業

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象事業費に2分の1を乗じて得た金額とし、500,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 同一の補助対象者に対する補助金の交付は1回に限る。ただし、栽培及び加工の研究又は開発に関し継続が必要と認められる場合は、最長で3年間を補助の対象期間とし、補助金の交付は年1回を限度とする。

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業に関する規約、団体の定款、会則及び規程等（ただし、前年度申請書に添付提出したものでその後変更のないものは、添付を省略できるものとする。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前条第3項の規定により継続して補助を受けたいときは、各年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、初年度の交付申請時に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）に、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業終了後、速やかに井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業実施に係る記録写真及び資料等
- (4) 領収証の写し

（補助金額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金額確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第11条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、井原市農産物6次化チャレンジ事業補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 補助対象経費

費 目	内 容
備品購入費	事業実施に必要な機械及び器具の購入費 ・著しく汎用性の高いもの、栽培に必要な農機具は、対象外とする。
諸材料費	事業実施に必要な包装用消耗品や栽培資材、薬剤及び肥料の購入費
燃料費	事業実施に必要な燃料費 ・事業用として使用し、かつ、金額を確定できるものに限る。
報償費	講師及びアドバイザーへの謝金等
旅 費	講師及びアドバイザーの旅費等
印刷製本費	事業実施に必要なパンフレットやチラシ等広告宣伝資材の作成費及び作成委託料
手数料	意匠登録及び特許申請に要する経費
使用料 賃借料	機械器具のレンタル料 ・以前から賃貸契約を結んでいるものは、対象外とする。
そ の 他	市長が特に必要と認めるもの (対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する。)

(備考) 補助対象とならない経費

- ・ 種苗の購入に要する経費
- ・ 栽培及び製造の外部委託に要する経費
- ・ 団体の構成員の飲食その他親睦に要する経費
- ・ 他の事業を行っている場合、当該事業と区別することが困難な共通経費
- ・ 領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・ その他事業に直接関連していない経費又は社会通念上適切でない経費